

用語の解説

- 少年 → 20歳未満の者をいう。
- 非行少年 → 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。
- ・犯罪少年 → 罪を犯した少年をいう。(少年法第3条第1項第1号)
 - ・触法少年 → 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。(少年法第3条第1項第2号)
 - ・ぐ犯少年 → 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。(少年法第3条第1項第3号)
- 不良行為少年 → 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかひその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
- 刑法犯少年 → 本冊子では、刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪を除く。)を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。
- 特別法犯少年 → 本冊子では、刑法以外の法令に違反する罪(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪以外の罪及び交通法令違反を除く。)を犯した犯罪少年及び触法少年をいう。
- 包括罪種 → 刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様の観点から類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。包括罪種の名称は、「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」「その他の刑法犯」である。
- 主要刑法犯 → 刑法犯のうち「凶悪犯」「粗暴犯」「窃盗犯」「知能犯」「風俗犯」をいう。
- ・凶悪犯 → 殺人、強盗、放火、強制性交等の犯罪をいう。
 - ・粗暴犯 → 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝の犯罪をいう。
 - ・窃盗犯 → 侵入盗、乗り物盗、非侵入盗の犯罪をいう。
 - ・知能犯 → 詐欺、横領(占有離脱物横領を除く。)、偽造等の犯罪をいう。
 - ・風俗犯 → 賭博、わいせつの犯罪をいう。
- その他の刑法犯 → 占有離脱物横領、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊等上記の主要刑法犯以外の刑法犯をいう。
- 初発型非行 → 万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領をいう。
- 福祉犯 → 児童買春に係る犯罪、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる犯罪、その他少年の福祉を害する犯罪であつて、警察庁長官が定めるものをいう。
- 人口比 → 三重の統計情報「みえDataBox」の推計人口に基づく14歳以上20歳未満の少年人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

校 内 暴 力 → 警察において検挙又は補導した小学生・中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。

「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因・動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

少 年 相 談 → 少年又はその保護者若しくはこれに代わるべき者から少年の非行防止その他少年の健全な育成に係る事項に関し、悩みごと、困りごと等の相談があったときに、当該事案の内容に応じ、必要な指導、助言その他の援助を行うことをいう。

い じ め → 平成25年以降の数值は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条に規定する「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を示す。

平成24年以前の数值は、「単独又は複数で、単独又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」を示す。

「いじめに起因する事件」とは、警察において検挙又は補導した小学生・中学生及び高校生による「いじめによる事件」及び「いじめの仕返しによる事件」をいう。

児 童 虐 待 → 保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）及び心理的虐待をすることをいう。

街 頭 犯 罪 → 本冊子では、路上強盗、自動車盗、ひったくり、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい、オートバイ盗及び自転車盗をいう。

再 犯 者 率 → 刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合をいう。

(注) 統計図表中の構成比等は、四捨五入してあるため合計が必ずしも 100.0 にならない場合がある。